

京都市訓令甲第 27 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 4 条第 2 項中「生徒指導課長，青少年科学センター市民科学事業課長」を「教育相談総合センターカウンセリングセンター長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，学校歴史博物館事業課長，青少年科学センター市民科学事業課長，野外活動施設花背山の家事業課長」に，「及び手数料」を「，手数料その他諸収入」に改める。

第 5 条第 1 項中「総務部長」の右に「，生涯学習部長」を加え，「，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長」を削り，同条第 2 項中「，凌風小中学校開設準備室長」及び「，開晴小中学校教育企画推進室長」を削り，「保健課長」を「保健安全課長」に改め，「生涯学習推進課長」の右に「若しくは施設運営課長」を加え，同条中第 7 項を削り，第 6 項を第 7 項とし，第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 生涯学習部長に事故があるときは，生涯学習部の施設運営課長がその専決事項を代決することができる。

第 5 条中第 8 項から第 10 項までを削り，第 11 項を第 8 項とし，第 12 項から第 14 項までを 3 項ずつ繰り上げ，同条第 15 項中「開晴小中学校教育企画推進室及び」を削り，同項を同条第 12 項とし，同条第 16 項を同条第 13 項とし，同条第 17 項中「保健課長」を「保健安全課長」に改め，同項を同条第 14 項とし，同条第 18 項中「生涯学習推進課長」の右に「又は施設運営課長」を加え，同項を同条第 15 項とし，同条第 19 項を削り，同条第 20 項を同条第 16 項とする。

別表総務部長の項の次に次の 1 項を加える。

生涯学習部	(1) 1 件 5, 000, 000 円以下の図書及び雑誌の購入決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
	(2) 見積価格 1 件 2, 000, 000 円以下の負担を伴わない図書の

長	寄付受納に関すること。 (3) 使用料の減免に関すること。
---	----------------------------------

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長及び生涯学習総合センター事務局長の項中「及び生涯学習総合センター事務局長」を削る。

別表中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項を削る。

別表課長（教育機関の課長を除く。），教育環境整備室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長及び中央図書館の分館の館長の項中「保健課長，」を「保健安全課長並びに」に，「，生涯学習総合センターの分館の館長及び中央図書館の分館の館長」を「及び施設運営課長」に改める。

別表教育機関の課長及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「及び久世ふれあいセンター図書施設の館長」を削る。

別表生徒指導課長の項を次のように改める。

生涯学習部の施設運営課長	(1) 寄付受納物品のうち図書の評価に関すること。
--------------	---------------------------

別表京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項の次に次の1項を加える。

教育相談総合センターカウンセリングセンター長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，学校歴史博物館事	(1) 使用料その他諸収入の徴収に関すること。
--------------------------------------------------------	-------------------------

業課長及び 野外活動施 設花背山の 家事業課長

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項第1号中「使用料」の右に「その他諸収入」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)